

**登米市及び栗原市の水道事業における安定的な水供給に
向けた相互連携協力に関する協定の概要**

1 協定締結の概要

登米市と栗原市（以下「両者」という。）は、水道事業に係る業務に関して、相互に協力及び連携を推進することに合意し、本日、協定を締結するものです。

2 目的・取組内容

両者が、①緊急時連絡管の整備・緊急時連絡管を介した災害時の応援、②資機材等の相互融通・共同調達、③研修などの技術継承・人材育成・組織力強化等に関し、相互に協力し連携することにより、住民へのサービスの向上を目指すものです。

3 協定の有効期間

令和7年1月31日から令和8年3月31日まで

※ 更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定の実施期間は1年間ずつ更新

